

# 総合支援資金のご案内

「総合支援資金」は失業等により、日常生活全般に困難を抱えた世帯の生活の立て直しのために、継続的な相談支援と生活費及び一時的に必要な資金の貸付を行います。

## 貸付対象世帯

次の①～⑮のすべてに該当する世帯が対象になります。

- ① 低所得者世帯(住民税非課税程度)であって、失業等により生活に困窮していること
- ② 借入申込者が申請時に65歳未満であること
- ③ 借入申込者が健康で常用就職が可能であり、誠実かつ熱心に求職活動を行うことができること
- ④ 借入申込者自らの「就労収入によって6か月以上生計維持」していた世帯で、その仕事を離職となってから2年以内であること  
※「就労収入によって6か月以上生計維持」とは、同一の仕事を6か月以上継続し生計維持をしていたこと
- ⑤ 借入申込者が自営業または会社等経営者の場合は、本人が当該事業の経営を継続していないこと  
※今後、自営業を始める方は対象外
- ⑥ 他の公的給付(失業給付、職業訓練受講給付金、年金等)又は公的な貸付を受けることができず、生活費をまかなうことができないこと
- ⑦ 生活保護を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受給していないこと
- ⑧ 借入申込者及び借入申込者と同一の世帯に属する者が、債務整理の予定及び債務整理手続き中の状態ではないこと
- ⑨ 公的な書類などで借入申込者の本人確認が可能であること
- ⑩ 自立相談支援機関による「自立相談支援事業」の利用申込を行い支援を受けること
- ⑪ 現に住居があること、又は住居確保給付金の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること
- ⑫ 貸付と支援を行うことにより、自立した生活を営めることが見込まれ、返済(償還)が見込まれること
- ⑬ 神奈川県社会福祉協議会及び担当の市区町村社会福祉協議会や関係する機関からの継続的な相談支援を受けることに同意していること
- ⑭ 相談・貸付～返済(償還)までの流れを確認し、返済完了まで誠実に対応できること
- ⑮ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団である者が属する世帯でないこと

発行:(福)神奈川県社会福祉協議会(生活支援課) 電話045-534-6082

2024年5月発行

# 制度について

貸付費目	主な用途	貸付額等
生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費	複数世帯:月額20万円以内 単身世帯:月額15万円以内 ※初期貸付は3か月を目安
住宅入居費	敷金・礼金など住宅の賃貸契約を結ぶために必要な経費	40万円以内
一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用	60万円以内 ※負債整理のための貸付は対象外です

## ●連帯保証人

原則として1名必要です。連帯保証人を立てることが難しい場合も申込みは可能です。

## ●貸付金利率

連帯保証人を立てた場合無利子(※連帯保証人を立てられない場合は年1.5%)

## ●据置期間・償還期間

据置期間は最終貸付日から6か月以内

償還期間は据置期間終了後10年以内(最終償還期限到達時の年齢は75歳以下)

※償還計画期間が過ぎても償還を終えていない場合は、残元金に対して年利3.0%の延滞利子が発生します。

## \*\*\*《留意事項》 必ず、お読みください。\*\*\*

- ◆貸付にあたっては審査があります。また、審査内容等についてはお答えできません。
- ◆申請を受理してから資金交付まで最短でも1か月程度かかります。
- ◆貸付審査により、申請書及び添付書類等の記載事項の内容に事実と相違がある場合や本貸付の目的を達成する見込みがなく、償還困難であると判断した場合には、資金の貸付は行いません。
- ◆申請者が自営業または会社等経営者の場合は本人が当該事業の経営を継続していないこと(廃業届等の書類の提出が必要となります)。今後、自営業を始める方は対象外です。
- ◆負債がある場合は、負債総額、返済月額、返済状況等を確認させていただきます。債務の状況についてすべてお話をいただけない場合は、貸付の相談は進められません。すでに多額の負債がある場合には、弁護士等の専門家に今後の返済計画や債務整理の見込みについて相談・アドバイスを受けてもらうようご案内する場合があります。
- ◆事業の目的遂行に必要な範囲に限り、関係機関・者に対して、個人情報照会、または提供し、提供されることがあります(個人情報の取扱いについては、申請相談の際に確認させていただきます)。
- ◆市区町村社会福祉協議会との連絡は、相談支援を含め確実に行える状況であることが前提となります。また、資金を借り受けた者の就職が決まった場合、あるいは転居など、世帯の状況に変化があった場合には、必ず市区町村社会福祉協議会に連絡していただきます。
- ◆借入金を目的外に使用したときや虚偽の申請、不正な手段により貸付を受けた場合、また、必要な連絡を理由なく怠った場合、貸付金の一括償還や貸付の停止を行います。
- ◆貸付の可否にかかわらず、提出いただいた書類の返却は行いません。

# 相談・貸付～返済(償還)までの流れ

表紙で対象かどうか確認

市区町村社会福祉協議会に相談

総合支援資金について説明を受けます。「生活福祉資金 相談受付シート」、「生活福祉資金 インテークシート」を活用しながら相談員と面接します。

自立相談支援機関に相談

住居確保給付金の相談、対象の場合申請します。

一体的・継続的な支援

ハローワークで確認

- 今の生活課題を踏まえたうえで目標とする生活のために必要な取り組みを考え、計画を作成します。

住居がない世帯 / 転居の必要がある世帯

転居の必要がない世帯

住居探し

- 求職申込み受理状況、雇用保険・雇用施策の該当状況、利用状況の確認をします。
- 「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」に記入捺印してもらいます。

自立計画の作成

「賃貸契約書の写し」を提出します。

総合支援資金の申込み

- 借入申込書・必要書類を市区町村社会福祉協議会に提出します。住居確保給付金の対象者は決定した段階で「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出します。
- 提出書類は市区町村社会福祉協議会より神奈川県社会福祉協議会に提出されます。

住宅の賃貸借契約

審査

- 神奈川県社会福祉協議会が審査を行います。審査中に追加の聞き取りや書類の提出等のお願いをすることがあります。

住宅入居費決定・送金

賃貸借契約効力発生

不動産業者等に直接送金されます。

- 貸付の可否について通知されます。審査の結果により、貸付ができない場合もあります。不承認の場合、その理由は開示されません。

住民登録・印鑑登録

住居確保給付金決定

「住居確保給付金支給決定通知書の写し」、「住民票の写し」を提出します。

交付後確認書類提出

- 借用書に借受人（設定している場合は、連帯保証人）が自筆で署名し、実印を押印します。署名・捺印した方の印鑑登録証明書を添付して市区町村社会福祉協議会に提出します。

生活支援費等決定

生活支援費等借用書提出

- 借用書は市区町村社会福祉協議会を経て、神奈川県社会福祉協議会に提出されます。確認後、借受人口座に送金されます。

生活支援費初回送金

生活支援費継続送金 / 辞退

- 市区町村社会福祉協議会で面接をし、就職活動状況や生活状況を確認したうえで、送金を継続できるか決まります。
- 就職内定した場合は、残りの貸付について辞退となります。初回給与までの生活が必要な場合は必要な範囲で送金が継続されます。

据置期間(6か月)

返済(償還)開始

- 据置期間(6か月以内)を経て返済開始となります。
- 毎月1回、口座引落としまたは払込票による返済となります。

返済(償還)完了

相談

借入手続き・資金交付

償還

総合支援資金の対象に当てはまるかどうか、表面のチェックリストと併せて下表でもご確認ください。

